

名古屋市公報	令和 5年10月18日 第224号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目次	ページ
条 例 ○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第40号)	4
規 則 ○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則 (消防・総務課) (第82号)	5
告 示 ○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託 (経済・産業企画課) (第495号) ○ 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第496号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第497号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第498号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第499号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第500号) ○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第501号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第502号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更 (健福・保護課) (第503号) ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止 (健福・保護課) (第504号) ○ 生活保護法による施術機関の指定 (健福・保護課) (第505号) ○ 墓地公園の区域変更 (緑土・緑地利活用課) (第506号) ○ 指定管理者の指定 (緑土・自転車利用課) (第507号)	9 10 12 16 18 20 21 22 25 26 27 28 30

○ 指定納付受託者の指定	(緑土・東山総合公園管理課)	(第508号)	31
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の換地処分公告	(住都・市街地整備課)	(第509号)	32
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第510号)	33
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課)	(第511号)	34

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第23号)	35
-------------------	--------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第16号)	36
----------------------	--------	----

公 告

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	40
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	41
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	42
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	43
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告	(住都・建築指導課)	44

雑 報

○ 教育委員会の人事異動	(教育・総務課)	45
--------------	----------	----

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第40号）

1 改正内容

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、名古屋市立東陵中学校の位置の表示を変更します。（別表関係）

2 施行期日

名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則（第82号）

1 改正内容

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第28条及び第29条に基づく標識について、規定の整備等を行います。（目次、第9条の2及び別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第40号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表中

「	名古屋市立東陵中学校	名古屋市緑区鳴海町字細根 100 番地の	」を
		1	
「	名古屋市立東陵中学校	名古屋市緑区東陵1353番地	」に

改める。

附 則

この条例は、名古屋市明願土地区画整理組合の施行地区に係る土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年10月10日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第82号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

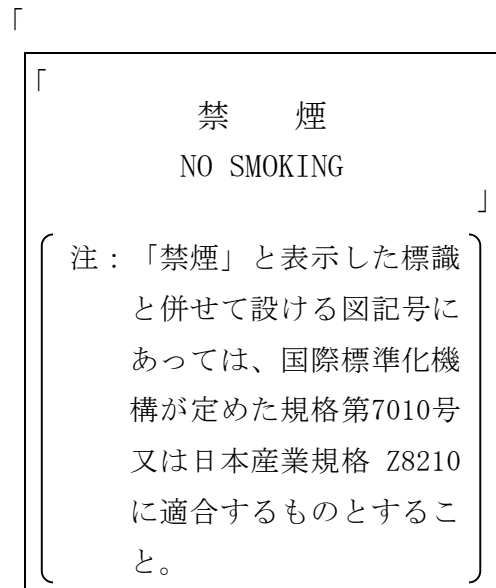
目次中「第 8条」を「第 8条の 3」に改める。

第 9条の 2第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 3号中「第 2条第 1号」を「第 2条第 1項第 1号」に改める。

別表中



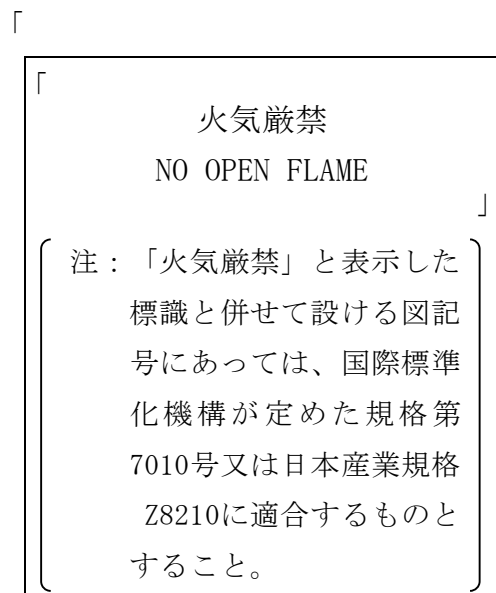
を



に、



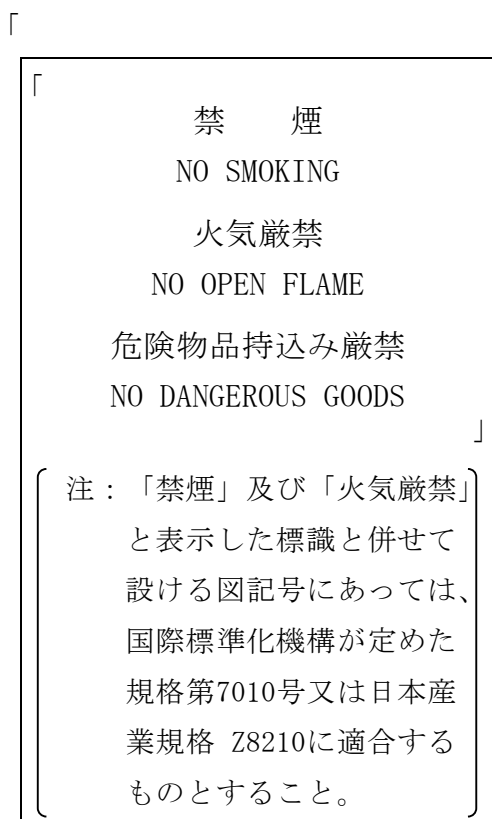
を



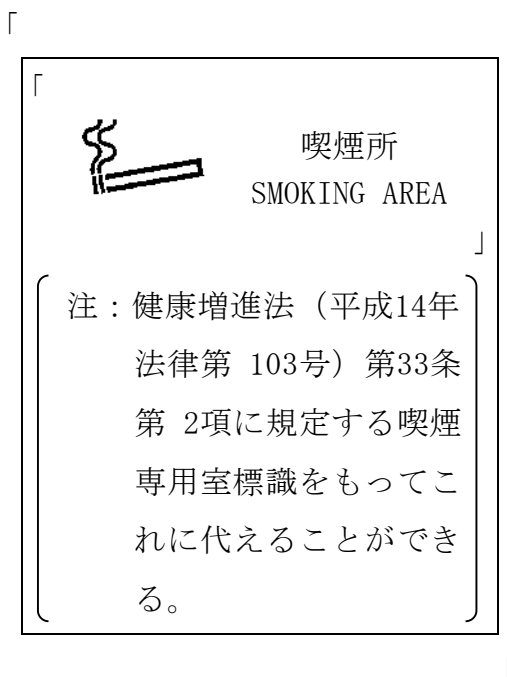
に、



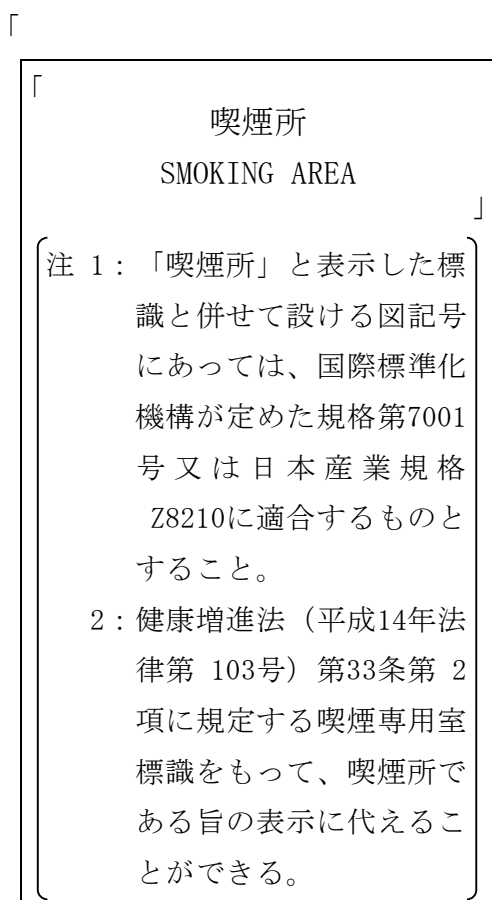
を



に、



を



に

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの規則による改正後の消防法等施行細則別表に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同表の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

名古屋市告示第 495 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 20 条第 1 項の規定により指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 10 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中村区則武一丁目 9 番 9 号

一般社団法人 愛知県計量連合会

会長 鷺山 達也

2 委託期間

令和 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第496号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年10月11日

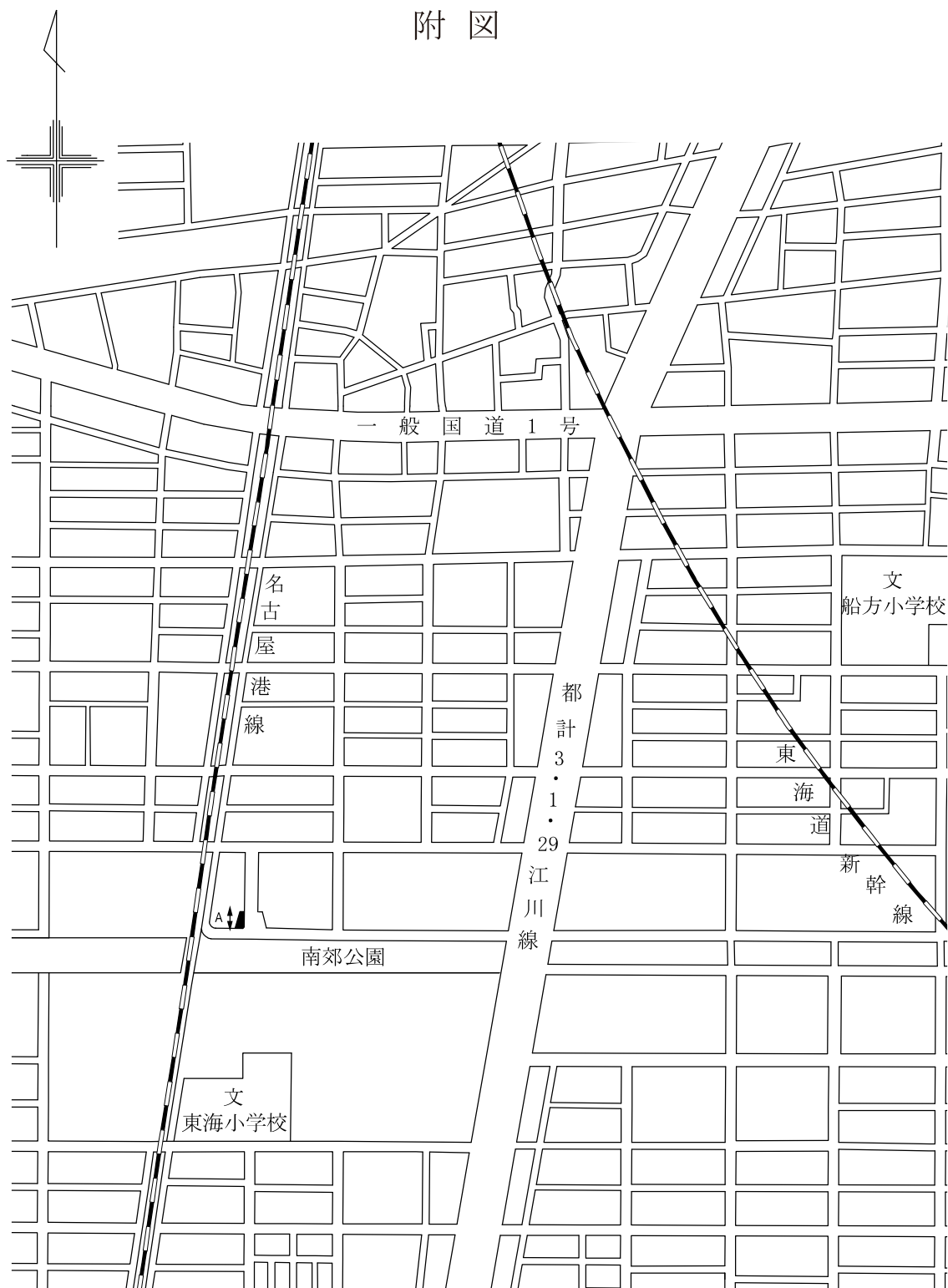
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	八番町南北支線第14号線	名古屋市熱田区八番二丁目2209番地先から	前	0.018	24.65 ～ 48.25	附 図
			名古屋市熱田区八番二丁目2209番地先まで	後	0.018	19.57 ～ 31.43	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第 497号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ひのとり整形在宅 クリニック	名古屋市北区山田二丁目 4番58号	令和 5年 7月 1日
クリニックテルミ ナ	名古屋市中村区鳥居通 4丁目13番地 の 1	令和 5年 7月 1日
あおばクリニック 名古屋駅前院	名古屋市中村区名駅三丁目15番11号	令和 5年 7月 1日
あおばクリニック 名古屋栄院	名古屋市中区錦三丁目24番 4号	令和 5年 7月 1日

名古屋栄駅前さくらメディカルクリニック内視鏡内科 消化器内科性感染症内科形成外科内科外科	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和 5年 7月 1日
いりなか駅前皮膚科ビューティークリニック	名古屋市昭和区隼人町 3番地の 4	令和 5年 7月 1日
肩とひざの整形外科赤羽根院	名古屋市中川区中野新町 5丁目39番地	令和 5年 8月 1日
みずほハートケアクリニック	名古屋市中川区篠原橋通 3丁目58番地の 1	令和 5年 8月 1日
医療法人えにしみなとファミリークリニック	名古屋市港区港明一丁目 1番 2号	令和 5年 5月 1日
当知眼科	名古屋市港区当知二丁目1501番地	令和 5年 8月 1日
相生山ほのぼのメモリークリニック	名古屋市緑区相川二丁目 105番地	令和 5年 6月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
おりがみデンタルクリニック	名古屋市北区大我麻町 167番地の 1	令和 5年 8月 1日
マリンみなと歯科	名古屋市港区一洲町 1番地の 3	令和 5年 4月 1日

つるさと駅前歯科	名古屋市南区桜台二丁目 9番10号	令和 5年 8月 1日
----------	-------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みつけ薬局	名古屋市千種区見附町 1丁目 3番地の 5	令和 5年 8月 1日
スギ薬局在宅調剤センター名古屋北店	名古屋市北区金田町 3丁目14番地の 1	令和 5年 8月 1日
ビー・アンド・ディー調剤薬局野並店	名古屋市天白区古川町 158番地	令和 5年 8月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
アークエンジェルズ	名古屋市中村区中島町 1丁目16番地	令和 5年 7月10日
ハンズ訪問看護ステーション	名古屋市中村区元中村町 3丁目 7番地	令和 5年 8月 1日
愛と感謝の訪問看護リハビリステーションなごや	名古屋市中区錦二丁目 9番 6号	令和 5年 7月 5日
医心館訪問看護ステーション八事南山	名古屋市昭和区南山町22番地の11	令和 5年 6月 1日

訪問看護ステーションリアン	名古屋市中川区江松一丁目 301番地	令和 3年11月 1日
訪問看護千下之一色	名古屋市中川区下之一色町字宮分 7番地	令和 4年12月 1日
訪問看護ステーション優寿	名古屋市名東区大針二丁目 175番地	令和 5年 5月 1日
訪問看護ステーションラソ	名古屋市天白区平針三丁目1215番地	令和 5年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 498号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	田中外科
	新	田中整形外科
所 在 地	名古屋市港区入場一丁目 123番地	
変 更 年 月 日	令和 5年 7月 1日	

医 療 機 関 名	オリーブ在宅クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市守山区永森町 353番地
	新	名古屋市守山区永森町 292番地
変 更 年 月 日	令和 5年 6月 1日	

医 療 機 関 名	旧	葵デンタルデザインオフィス
	新	名古屋あおい歯科・矯正歯科

所在地	旧	名古屋市東区葵一丁目17番14号
	新	名古屋市東区葵一丁目25番 7号
変更年月日	令和 5年 7月 2日	

医療機関名	旧	外堀通歯科クリニック
	新	クラウン歯科名古屋中村院
所在地	旧	名古屋市中村区本陣通 3丁目54番地の 1
	新	名古屋市中村区本陣通 3丁目48番地
変更年月日	令和 5年 7月11日	

2 薬局

医療機関名	中日調剤薬局黒川店	
所在地	旧	名古屋市北区黒川本通 4丁目38番地
	新	名古屋市北区黒川本通 4丁目37番地
変更年月日	令和 5年 7月 1日	

3 訪問看護

医療機関名	旧	株式会社ハートリフォーレ訪問看護ステーション家暖
	新	株式会社ハートリフォーレ訪問看護ステーション家暖守山
所在地	名古屋市守山区深沢一丁目 206番地の 2	
変更年月日	令和 5年 8月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 499号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ひのとり整形在宅 クリニック	名古屋市北区山田二丁目 4番58号	令和 5年 7月 1日
あおばクリニック 名古屋駅前院	名古屋市中村区名駅三丁目15番11号	令和 5年 7月 1日
名古屋栄駅前さく らメディカルクリ ニック	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和 5年 7月 1日
あおばクリニック 名古屋栄院	名古屋市中区錦三丁目24番 4号	令和 5年 7月 1日

いりなか駅前皮膚科ビューティークリニック	名古屋市昭和区隼人町 3番地の 4	令和 5年 7月 1日
稲永眼科医院	名古屋市港区稲永四丁目11番22号	令和 5年 7月 1日
みなとファミリークリニック	名古屋市港区港明一丁目 1番 2号	令和 5年 5月 1日
須賀耳鼻咽喉科	名古屋市名東区香流一丁目1108番地	令和 5年 7月 1日
医療法人修文会明德クリニック	名古屋市名東区猪子石三丁目1214番地の 1	令和 5年 7月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
マリンみなと歯科	名古屋市港区一州町 1番地の 3	令和 5年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 500号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
MY DENTA L CLINIC	名古屋市名東区本郷二丁目66番地の 3	令和 5年 7月18日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 501号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
アイ・レディスクリニック	名古屋市南区加福本通 3丁目64番地	令和 5年 7月 5日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人金山矯正 歯科クリニック	名古屋市中区金山一丁目 9番16号	令和 5年 7月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 502号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
えな鍼灸接骨院	名古屋市中村区道下町 2丁目59番地	令和 5年 7月18日
水野 千浩		
あん摩・はり・き ゆう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 5年 7月14日
犬飼 憲康		
鍼灸治療院笑む	名古屋市南区松池町 1丁目23番地の 4	令和 5年 7月 5日

菅田 愛		
------	--	--

2 はり・きゅう

あおぞら鍼灸治療院	名古屋市北区志賀本通 1丁目12番地	令和 5年 4月18日
野田 博司		
えな鍼灸接骨院	名古屋市中村区道下町 2丁目59番地	令和 5年 7月18日
水野 千浩		
あん摩・はり・きゅう泰楽治療院	名古屋市中川区高畑二丁目13番地	令和 5年 7月14日
犬飼 憲康		
鍼灸治療院笑む	名古屋市南区松池町 1丁目23番地の 4	令和 5年 7月 5日
菅田 愛		
名古屋鍼灸治療院平針	名古屋市天白区向が丘二丁目1404番地の 1	令和 5年 8月 1日
阿部 一貴		

3 柔道整復

東山の森鍼灸接骨院	名古屋市千種区池上町 3丁目10番地の 1	令和 5年 7月25日
森本 哲博		
わかば接骨院	名古屋市北区清水三丁目21番16号	令和 5年 6月 1日

下崎 貴広		
えな鍼灸接骨院	名古屋市中村区道下町 2丁目59番地	令和 5年 7月18日
水野 千浩		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 503号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 者 名	森本 哲博	
施 術 所 名	旧	東山の森鍼灸院
	新	東山の森鍼灸接骨院
所 在 地	名古屋市千種区池上町 3丁目10番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 5年 7月25日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 504号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
あおぞら鍼灸治療 院	名古屋市中川区中郷五丁目48番地	令和 5年 7月14日
野田 博司		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 505号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
東桜鍼灸接骨院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 5年 7月 1日
近藤 貴裕		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 506号

墓地公園の区域変更

昭和63年名古屋市告示第 261号（名古屋市みどりが丘公園の墓地公園の区域決定）の一部を次のように変更します。

令和 5年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

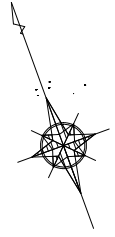
1 変更する墓地公園の区域

別図に示す区域

2 変更により墓地公園となった区域の供用開始の期日

令和 5年11月 1日

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課



都市計画道路
熊野豊明線

県道春木沓掛線

都市計画道路
名古屋岡崎線

勅使池

愛知用水

凡例	
	墓園計画区域
	未事業化区域
	既供用区域
	区域変更により新たに墓地公園の 区域として供用開始する部分

01005 50 100M

名古屋市告示第 507 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 5 年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
上前津駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男
丸の内駅自転車駐車場	名古屋市西区新福寺町 1 丁目57番地 蔦井株式会社 代表取締役社長 熊 田 光 男

2 指定の期間 令和 6 年 3 月 1 日から令和15年 3 月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 508号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 5年10月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

アソビュー株式会社

東京都品川区大崎 1丁目11番 2号

2 指定納付受託者に納入させる歳入

東山動植物園観覧料

3 指定納付受託者として指定した日

令和 5年 9月25日

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 5年 9月25日から同年12月28日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 509号

名古屋市明願土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市明願土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

令和 5年10月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 510号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第 2項において準用する同法第21条第 6項の規定により、名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課において、午前 8時45分から午後 5時15分まで公衆の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

令和 5年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市港区川園一丁目17番地
- 3 設立認可の年月日
平成20年 2月15日
- 4 変更認可の年月日
令和 5年10月13日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 511号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 5年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市千音寺土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市中川区富田町大字千音寺字稲屋4181番地の 1
- 3 設立認可の年月日
平成24年 3月27日
- 4 変更認可の年月日
令和 5年10月13日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市教育委員会告示第23号

教育委員会定例会の開催について

令和5年10月18日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和5年10月11日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 議事

名古屋市教育委員会表彰について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について

教職員人事について

令和6年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について

令和6年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について

2 協議題

第4期名古屋市教育振興基本計画について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第16号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和5年10月31日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和5年10月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和5年11月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
守山区	上 志 段 味	山の田	一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	川 村 町		〃	〃
名 東 区	梅森坂西二丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

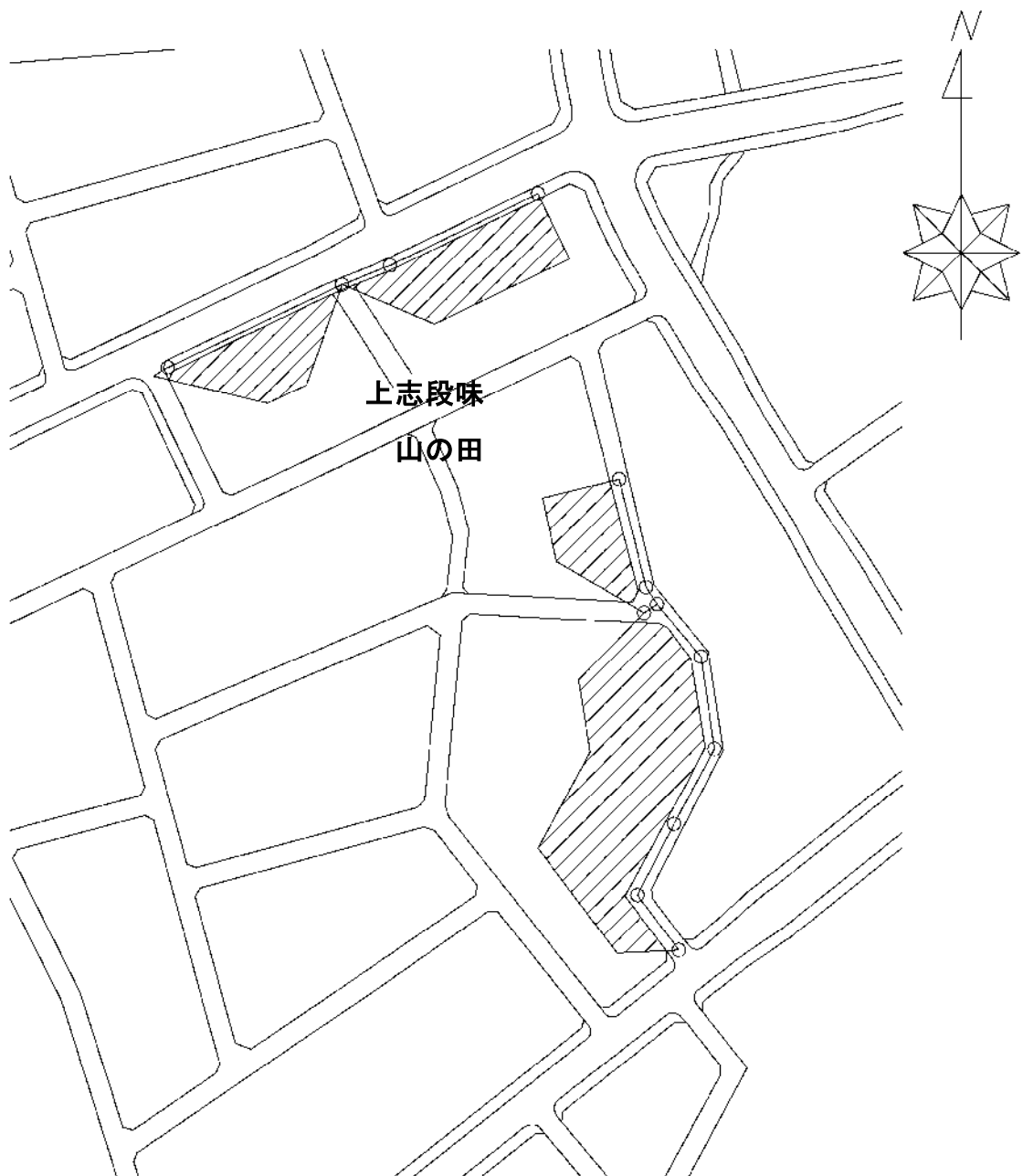
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合 流 式	
分 流 式	守山区 名東区

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1

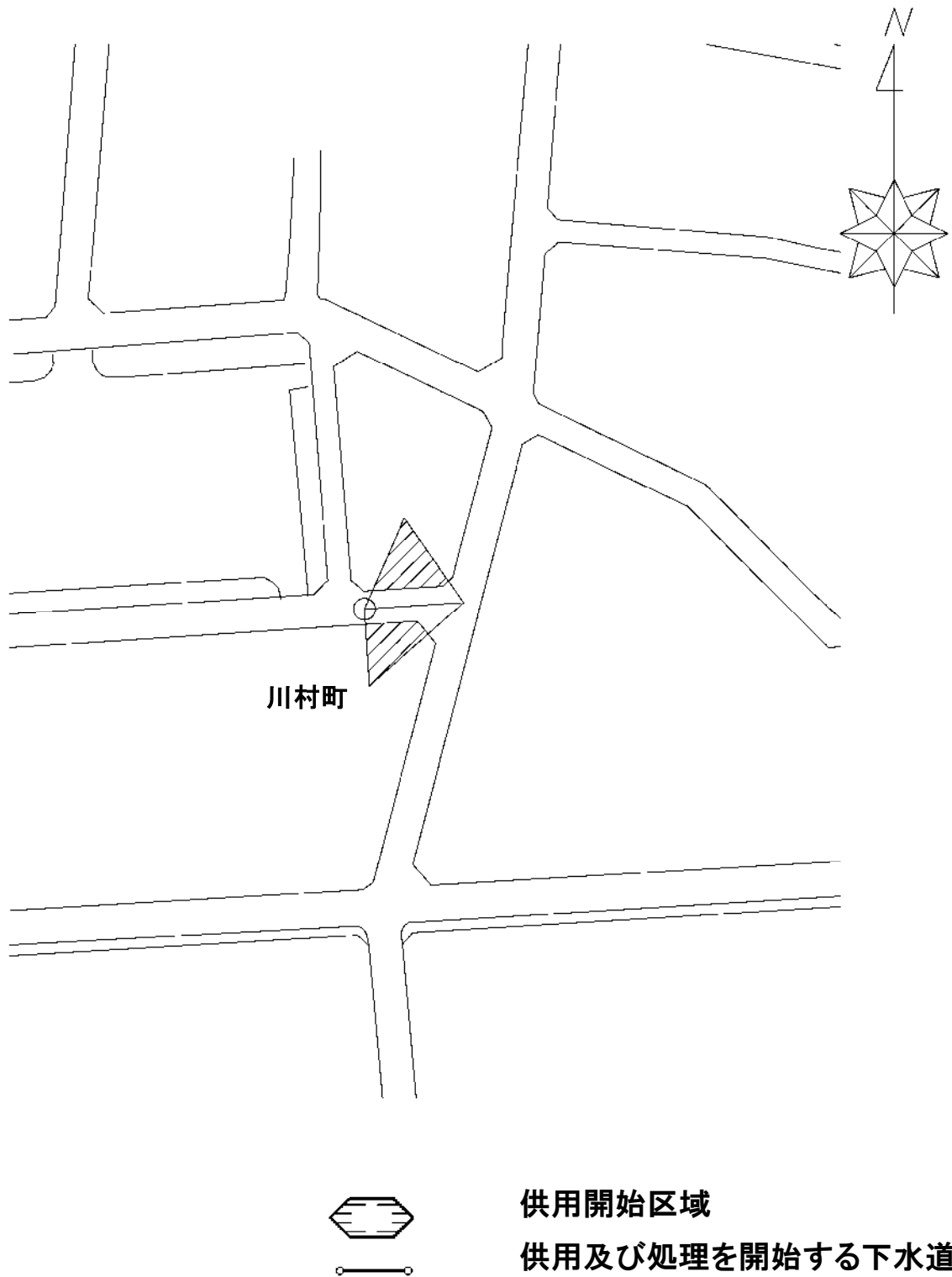


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

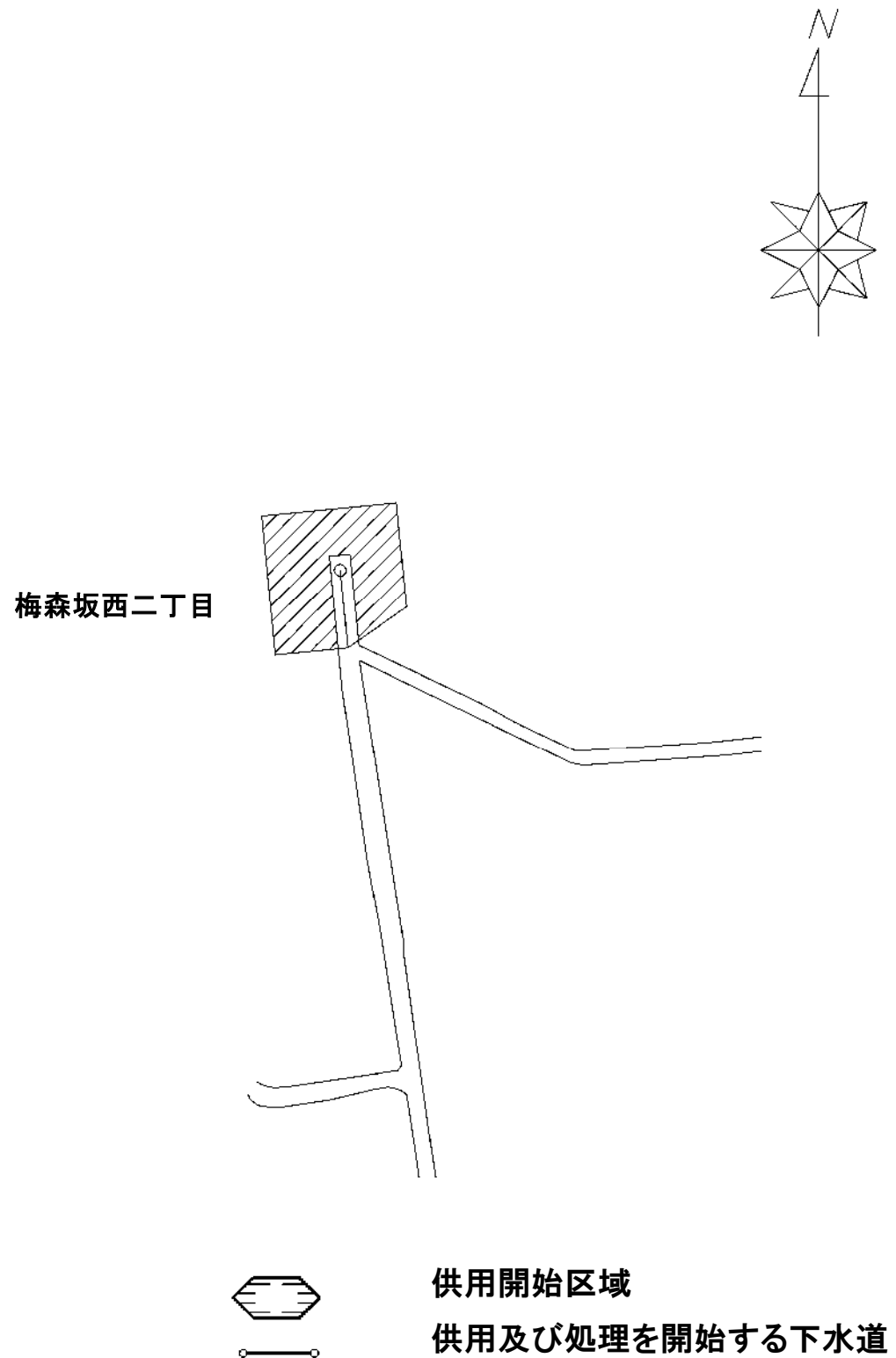
排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2



排水施設の位置図

名東区（分流式）



名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 5年10月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1595号	(株)コネク トライフ	坂本 裕司	大阪府堺市堺区向陵 西町四丁 7番26号	令和 5年 9月20日
第1596号	(株)MSカ ンパニー	市原 悟	名古屋市瑞穂区密柑 山町 1丁目18番地の 1 密柑山セピアコ ート 303号	令和 5年 9月20日
第1163号	(株)東海ホ ームメン テナンス	砂田 大介	名古屋市天白区植田 西一丁目 104番地の 1	令和 5年 9月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 5年10月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1372号	㈱スペースG	野田 昌裕	名古屋市北区杉栄町 3丁目59番地	令和 5年 9月11日
第1163号	東海ホームメンテナンス	砂田 大介	名古屋市天白区植田 西一丁目 104番地の 1	令和 5年 9月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 5年10月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1163号	(株)東海ホームメン テナンス	砂田 大介	名古屋市天白区植田 西一丁目 104番地の 1	令和 5年 9月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 5年10月11日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1372号	㈱スペースG	野田 昌裕	名古屋市北区杉栄町 3丁目59番地	令和 5年 9月11日
第1163号	東海ホームメンテナンス	砂田 大介	名古屋市天白区植田 西一丁目 104番地の 1	令和 5年 9月21日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和5年10月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市瑞穂区弥富町字月見ヶ岡45番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

教育委員会の人事異動

山本久美委員は、令和 5年10月 1日再任された。